

平成 30 年 6 月 19 日

関係団体の長 殿

愛媛労働局長



「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、愛媛県下の平成 29 年の労働災害による死亡者は 15 人ですが、このうち、5 人が道路上における交通事故によるものです。この死亡災害のすべてが、トラック、乗用車等の事業用自動車保有する事業場で発生していることを踏まえ、愛媛第 13 次労働災害防止推進計画においても、バス、トラック、タクシー等の事業者はもとより、それ以外の事業者に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号別添）（以下「ガイドライン」という。）に定めた取組の徹底を図るなど、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう重点的に取り組むこととしています。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「改善基準告示」等とあいまって、交通労働災害の防止を図るための指針となるものであり、これに基づき、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理や走行管理、安全衛生教育の実施、意識の高揚、荷主・元請け事業者による配慮、自動車運転者の健康管理の実施等について、お願いしてきたところです。

今般、平成 30 年 4 月 20 日に、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 40 号）が公布され、平成 30 年 6 月 1 日より施行されることを踏まえ、ガイドラインの一部が別紙（新旧対照表）のとおり改正され、点呼等により睡眠不足の有無を報告、記録することになりました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正点を含め本ガイドラインの趣旨をご理解の上、関係事業場等に対してその周知徹底を図られるなど、①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理、②乗務開始前の点呼等の実施、③早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成を始めとした、交通労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をいただくようお願い申し上げます。

